

佐藤一斎學びのひろば条例の制定への意見を募集

1. 目的

旧岩村振興事務所を「まなぶ」拠点施設と位置付け、郷土の先人佐藤一斎の教えを伝える展示体験施設をはじめ、各地域の先人顕彰を併せて行う「佐藤一斎學びのひろば」を整備します。この施設は、佐藤一斎をはじめ、各地域の先人の生き方や教えを通じて、知識や教養の向上を図り郷土への愛着と誇りを育むと共に、観光振興を図り地域活性化に寄与することを目的とします。

この施設を設置し管理運営を行うため条例を制定し、名称や事業、休館日や開館時間など、施設の設置に関する条項を整備するものです。

2. 条例の概要

(1) 名称

名称は、「佐藤一斎學びのひろば」とします。

(2) 事業と管理運営

施設では、郷土の先人に関する諸事業（資料収集・保管・展示、展覧会・講演会、情報発信及び普及活動）を行います。また、管理運営は指定管理者が行います。

(3) 休館日と開館時間

休館日と開館時間は下表のとおりです。指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休館日及び開館時間を変更することができます。

休館日		開館時間
1	水曜日 ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日、土曜日又は祝日以外の日	午前9時から午後5時まで ただし、入館できる時間は、開館終了時間の30分前までとする。
2	12月29日から翌年1月3日まで	

(4) 入館料

入館料は下表の額の範囲内で指定管理者が定めます。団体は20名以上です。

区分	個人	団体
一般	500円	400円
18歳以下	無料	無料

備考 団体は、20人以上とします。

(5) 施設利用

施設内のセミナールーム、講座室 1 及び 2 を利用することができます。利用料金は下表のとおりです。

区分	利用料金 (1 時間当たり)	冷暖房料金 (1 時間当たり)
セミナールーム	610円	160円
講座室 1	300円	160円
講座室 2	300円	160円

備考

- ①市外に居住する者が使用する場合は、使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額を加算します。
- ②利用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合、又は商業宣伝、その他これに類する目的で使用する場合は、使用料に 100 分の 120 を乗じて得た額を加算します。ただし、教育、文化振興及び地域活性化のために使用し、公益的な活動のものについてはこの限りではありません。
- ③使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げます。
- ④使用料の額に、10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てます。

(6) 指定管理者の業務

指定管理者は施設の事業の他、入館及び施設の利用手続き、維持管理、料金収受、その他運営に関する業務を行います。

指定の期間は 5 年以内とします。

(7) 施行期日

条例が施行される日を令和 7 年 10 月 1 日とします。

(8) 準備行為

利用の許可及び指定管理者の指定並びにこれらに係る手続その他この条例を施

行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができるものとします。

3. 募集期間

令和6年10月3日（木）から令和6年10月22日（火）まで

4. 提出方法

次のことを記入し、市役所へ直接持参するか、郵送、ファクス、市公式ウェブサイト応募フォーム、電子メールで提出してください。様式は任意です。

- （1） 表題「恵那市佐藤一斎學びのひろば条例の制定」
- （2） 住所
- （3） 氏名
- （4） 電話番号
- （5） 意見

- ・直接持参：社会教育課（西庁舎4階）
- ・郵送：〒509-7292 （住所不要）社会教育課 宛
- ・ファクス：0573-26-2189
- ・電子メール：shakaikyouiku@city.ena.lg.jp

問い合わせ先

恵那市教育委員会事務局社会教育課

電話 0573-26-6853

FAX 0573-26-2189

電子メール shakaikyouiku@city.ena.lg.jp